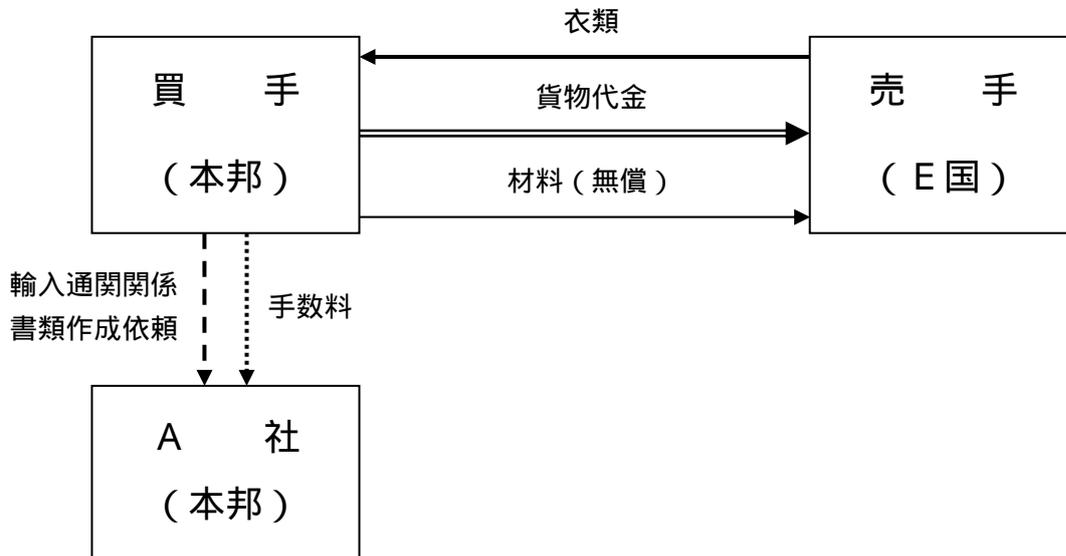


1. 輸入通関関係書類の作成業務を行う者に対して支払う手数料



【照会要旨】

当社（買手）は、売手から衣類を購入（輸入）します。

当社は、輸入貨物に組み込まれる材料を売手に無償で提供し、その輸入貨物の輸入（納税）申告において、関税暫定措置法第8条の減税制度を利用します。

当社は、その制度の利用にあたり、輸入通関関係書類の作成を本邦所在のA社に依頼し、その作成業務の対価として手数料を支払います。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社がA社に支払う手数料を、現実支払価格に加算する必要がありますか。

【回答要旨】

上記の取引において貴社がA社に支払う手数料は、「仲介料その他の手数料」に該当しませんので、現実支払価格に加算する必要はありません。

（理由）

輸入貨物に係る輸入取引に関し買手により負担される手数料のうち、「仲介料その他の手数料（買付けに関し買手を代理する者に対し、その買付けに係る業務の対価として支払われるもの（買付手数料）を除く。）」は、輸入貨物の現実支払価格に加算することとされています。

「仲介料その他の手数料」とは、輸入取引に関して業務を行う者に対し買手が支払う手数料をいいます。

上記の取引では、A社は、輸入通関関係書類の作成の業務を行っているのみで、輸入貨物の輸入取引の売手との交渉等、輸入取引に関する業務を行っていないので、貴社（買手）がA社に支払う手数料は、現実支払価格に加算される「仲介料その他の手数料」には該当しません。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第2号イ

関税定率法基本通達4-9(1)

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)